

健康福祉課

福祉係からのお知らせ

問合せ ☎74-3001

児童手当の 現況届を忘れずに

児童手当等を受けている方は、毎年6月に「現況届」を提出しなければなりません。

この届出は、毎年6月1日における状況を記載し、児童手当等を引き続きうける要件があるかどうかを確認するためのものです。

この届出がないと、6月以降の児童手当が受けられなくなりますので、忘れずに手続きをしてください。

◆現況届手続期間 6月1日から6月30日

◆届出場所

・健康福祉課・洞爺湖温泉支所・洞爺総合支所

※用紙は各窓口に用意してあります。

◆現況届に必要な添付書類など・印鑑

・健康保険証の写し

・前住所地の市区町村長が発行する児童手当所得証明書（平成20年1月1日現在、洞爺湖町に住所がなかった場合に提出）
・その他、必要に応じて提出する書類があります。

児童扶養手当制度の お知らせをします

父 母の離婚等により、父親と生計を同じくしていない児童を養育している母子家庭等の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図ることを目的とする手当です。

◆受給資格 離婚や死別などにより、父親と生計を同じくしていない18才の年度末（重度の障害の状態にある場合は20才になるまで）までの児童を養育している母子家庭の母又は養育者（祖父母等）が対象です。（公

的年金を受けている方は対象外です）

◆手当の額 手当の額は受給者本人又は扶養義務者等の前年の所得により全部支給、一部支給、全部支給停止に分かれます。
ア 全部支給（月額）

①児童が1人の時：41、720円

②児童が2人の時：46、720円

③児童が3人目以降：1人につき3、000円加算

イ 一部支給（月額）

①前年の所得金額に応じて、41、710円～9、850円

②児童が2人の時：右記に5、000円加算

③児童が3人目以降：3、000円加算

ウ 全部支給停止 前年の所得が所得制限※1の限度額を超えている場合は、手当が支給されません。

※1所得制限については、家族構成などにより異なりますので、役場まで問合せください。

◆受給者の方は、毎年8月に現況届（所得等の届出）が義務付けられています。

広げよう

地域に根ざした 思いやり

私たち民生委員児童委員の
あい言葉です

【こんなとき民生児童委員へ】

在宅生活に関すること



- 毎日の介護で困っていること
- 福祉サービスの利用に関すること（ホームヘルプ、給食、移送、除雪サービスなど）
- 施設利用に関すること（デイサービス、ショートステイなど）
- 介護保険制度に関すること
- その他

暮らしのこと

- 住まいに関すること
- 近所付き合いに関すること
- 生活費に関すること（職業や年金など）
- 生活福祉資金など各種貸付制度の利用に関すること
- 生活保護に関すること
- 遊び場、通学路などの危険箇所に関すること
- 公害や環境衛生に関すること
- その他

家族関係のこと

- 結婚、離婚に関すること
- 親子関係に関すること
- 扶養に関すること
- 相続に関すること
- その他



育児・教育のこと

- 育児やしつけに関すること
- いじめや不登校に気付いたとき
- 学校生活の悩みに関すること
- 非行に関すること
- 児童虐待に関すること
- その他

その他の困りごと

- 心身の疾病や障害に関する相談等

民生委員児童委員の家は
青い門標が目印です。



民生委員児童委員は、地域の誰もが幸せで安心した生活をおくれるように応援します。

何か心配事がありましたら民生委員児童委員にご相談ください。民生委員児童委員の中には、子どものことを専門に担当し、活動する「主任児童委員」もいます。いずれも任期は3年間です。



もちろん個人の秘密は守ります。